

○草津市消防団員の分限および懲戒の処分の審査に関する規程

令和8年3月30日

訓令第4号

(目的)

第1条 この規程は、草津市消防団条例（昭和38年草津市条例第16号。以下「条例」という。）第8条および第9条の規定に基づく、草津市消防団員（以下「団員」という。）の分限および懲戒の処分について、その基準および審査等に関する事項を定め、もってこれら処分の公正を確保することを目的とする。

(分限処分の基準等)

第2条 任命権者は、団員が条例第8条第1項各号のいずれかの規定に該当する場合においては、草津市消防団の運営に与える影響、日頃の勤務態度等を総合的に考慮し、別表1に規定する適用基準に従い、当該団員に対し処分を行うものとする。

2 この規程において、分限処分の軽重は、草津市消防団の組織に関する規則（昭和41年草津市規則第1号）第3条に規定する班長以上の階級に属する者にあつては、降任、免職の順序によるものとし、それ以外の団員にあつては免職とする。

(懲戒処分の基準等)

第3条 任命権者は、団員が条例第9条第1項各号のいずれかの規定に該当する場合においては、当該行為の態様および結果、故意または過失の程度、公務内外に与える影響、当該団員の職責、過去の非違行為の状況、日頃の勤務態度等を総合的に考慮し、別表2に規定する非違行為の種類に応じ同表に掲げる懲戒処分の基準に従い、当該団員に対し処分を行うものとする。

2 この規程において、懲戒処分の軽重は、戒告、停職、免職の順序による。

(非違行為に該当する複数の行為を行った場合の取扱い)

第4条 任命権者は、団員が別表2に掲げる非違行為に該当する異なった行為を複数行ったときは、当該非違行為に応じた同表に掲げる懲戒処分のうち、最も重い処分を行うものとする。

(情状等による加重)

第5条 任命権者は、前2条の規定により懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの規定により行うことのできる懲戒処分より、重い懲戒処分を行うことができる。

- (1) 団員の非違行為の動機もしくは態様が極めて悪質であるとき、または非違行為の結果が極めて重大であるとき。
- (2) 団員の非違行為の公務内外におよぼす影響が特に大きいとき。
- (3) 団員の非違行為が故意または重大な過失によるものと認められるとき。
- (4) 団員が管理または監督の地位にあるなど職責の度合いが特に重いとき。
- (5) 団員が非違行為に該当する行為を行ったことを理由として過去に懲戒処分を受けたことがあるとき。

2 前項の規定に基づき懲戒処分を行うときは、別表 2 に掲げる非違行為の種類に応じ、同表に掲げる懲戒処分が戒告の場合にあっては停職、停職の場合にあっては免職とする。

(情状等による軽減)

第 6 条 任命権者は、第 3 条または第 4 条の規定により懲戒処分を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、これらの規定により行うことのできる懲戒処分より、軽い懲戒処分を行うことができる。

- (1) 団員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出るなど、非違行為に対するその後の対応に誠意があると認められるとき。
- (2) 非違行為を行うに至った経緯その他情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき。

2 前項の規定に基づき懲戒処分を行うときは、別表 2 に掲げる非違行為の種類に応じ、同表に掲げる懲戒処分が免職の場合にあっては停職、停職の場合にあっては戒告とする。

(分限処分および懲戒処分としない場合の取扱い)

第 7 条 任命権者は、団員が別表 1 の適用条項に該当する場合であって、当該団員の情状等に照らし、分限処分を行わないことに相当の理由があると認められるとき、または団員の行為が別表 2 に掲げる非違行為の種類に該当する場合であって、当該団員が行った当該非違行為の態様等に照らし、懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認められるときは、それぞれ分限処分および懲戒処分を行わないことができる。

(別表 2 に掲げられていない行為の取扱い)

第 8 条 任命権者は、団員の行為が非違行為に該当する場合であって、別表 2 に掲げる非違行為の種類に該当しないときは、当該行為に類似する非違行為に応じた懲戒処分に準じて当該非違行為に応じた懲戒処分を行うものとする。

(分限懲戒審査委員会)

第9条 草津市消防団員分限懲戒審査委員会設置要綱（令和8年草津市告示第 号）第1条に規定する草津市消防団員分限懲戒審査委員会および草津市消防団長分限懲戒審査委員会設置要綱（令和8年草津市告示第 号）第1条に規定する草津市消防団長分限懲戒審査委員会は、分限処分および懲戒処分の対象となるべき事由の存否等について調査し、処分の可否および内容について審査を行うにあたっては、この規程に定める基準に従うものとする。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表1

1 基本団員および外国人支援団員

適用条項	適用基準	分限処分
勤務実績が良くない場合	2年間連続して有償の消防団活動への参加が年間5日以下である場合	班長以上の階級にあっては降任または免職、団員の階級にあっては免職
	3年間以上連続して有償の消防団活動への参加が年間5日以下である場合	免職
心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合	医師の診断書により、現在の階級の職務が全うできないと認められるとき	班長以上の階級にあっては降任または免職、団員の階級にあっては免職
	医師の診断書により、消防団活動が全うできないと認められるとき	免職
団員に必要な適格性を欠く場合	上位の階級の者の指示に対して適切な行動を取れないことが常にある場合	降任、免職
	活動中の集中力を常時欠いているなど、活動において身体的な危険を生じる可能性が常にある場合	降任、免職
	団運営や各分団の活動に具体的な支障を与える行動が常にある場合	降任、免職
職制もしくは定数の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じた	職制もしくは定数の改廃、予算の減少により廃職が生じた場合	班長以上の階級にあっては降任または免職、団員の階級にあっては免職
	定数に過員が生じた場合（定数の改廃を含む）	免職

場合		
----	--	--

2 災害時支援団員

適用条項	適用基準	分限処分
勤務実績が良くない場合	2年連続して有償の消防団活動への参加が全くない、または年間2日以下の場合	免職
心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合	医師の診断書により、消防団活動が全うできないと認められるとき	免職
団員に必要な適格性を欠く場合	上位の階級の者の指示に対して適切な行動を取れないことが常にある場合	免職
	活動中の集中力を常時欠いているなど、活動において身体的な危険を生じる可能性が常にある場合	免職
	団運営や各分団の活動に具体的な支障を与える行動が常にある場合	免職
職制もしくは定数の改廃または予算の減少により廃職または過員を生じた場合	職制もしくは定数の改廃、予算の減少により廃職が生じた場合	免職
	定数に過員が生じた場合（定数の改廃を含む）	免職

別表2

非違行為の種類			懲戒処分
団務服務違反関係	団務違反	法令等または上司の職務上の命令に違反をした場合	戒告
	個人の秘密情報の目的外収集	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的でプライバシーが記録された文書等を収集した場合	戒告
	消防団活動不良	消防団活動中に現場を離脱して団務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場合	戒告、停職
	政治活動	消防団または消防団員の名義をもって特定の政党、結社もしくは政治団体を支持し、反対し、またはこれに加担した場合	戒告、停職
	寄附金、営利行為等	消防団または消防団員の名義をもってみだりに寄附金を募り、または不当な営利行為をなした場合	戒告、停職
	ハラスメント行為	セクシュアル・ハラスメントまたはパワー・ハラスメントにより職務環境を悪化させた場合	戒告、停職、免職
	秘密漏えい	職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	停職、免職

公金公用物等取扱関係	紛失	過失により公金または公用物を紛失した場合	戒告、停職
	盗難被害	過失により公金または公用物の盗難に遭った場合	戒告、停職
	公用物損壊	過失により公用物を損壊した場合	戒告、停職
	出火、爆発	過失により職場において公用物の出火、爆発を引き起こした場合	戒告、停職
	諸報酬の不適正受給	故意に届出を怠り、または虚偽の届出をするなどして報酬等を不正に受給した場合	戒告、停職、免職
	公金公用物処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金または公用物の不適正な処理をした場合	戒告、停職、免職
	窃取	公金または公用物を窃取した場合	免職
	横領	公金または公用物を横領した場合	免職
公務外非行行為	条例違反	滋賀県迷惑行為等防止条例(昭和38年滋賀県条例第36号)その他これに準ずる条例に違反した場合	戒告、停職、免職
	酩酊による粗野な言動	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野または乱暴な言動をした場合	戒告
	器物損壊	故意に他人の物を損壊した場合	戒告
	暴行	人に暴行を加えた団員が人を傷害するに至らなかった場合	戒告
	違法賭博	違法賭博をした場合	戒告
		常習として違法賭博をした場合	停職
	傷害	人の身体を傷害した場合	停職
	痴漢行為	痴漢行為をした場合	停職
	淫行	青少年に対して淫行またはわいせつな行為をした場合	停職、免職
	横領	自己の占有する他人の物(公金および公用物を除く。)を横領した場合	停職、免職
	詐欺、恐喝	人を欺いて財物を交付させ、または人を恐喝して財物を交付させた場合	停職、免職
	窃盗、強盗	他人の財物を窃取した場合	停職、免職
		暴行または脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	免職
	麻薬、覚せい剤等の所持または使用	麻薬、覚せい剤等を所持または使用した場合	免職
	放火	放火をした場合	免職
殺人	人を殺した場合	免職	
監督責任関係	指導監督不適正	部下団員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としても指導監督に適正を欠いていた場合	戒告
	非行の隠ぺい、黙認	部下団員の非違行為を認識していたにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、または黙認した場合	停職

交通事故・ 交通法規違 反関係	飲酒運転関係	飲酒運転をした場合	原則として免職
		飲酒運転で人身事故もしくは物損事故を 起こした場合	免職
		飲酒運転となることを知りながら、運転 者に飲酒を勧め、または飲酒運転の車に 同乗した場合	停職、免職
	飲酒運転以外 での交通事故 等	交通事故により人を死亡させ、または重 篤な傷害を負わせた場合	停職、免職 ただし、事故後の 救護を怠る等の 措置義務に違反 した場合は免職
		交通事故により人に傷害を負わせた場合	戒告 ただし、事故後の 救護を怠る等の 措置義務に違反 した場合は停職
		他人の物を損壊し、事故後の危険を防止 する等の必要な措置または警察官への報 告を怠った場合	停職
著しい速度超過、無免許運転等の悪質な 交通法規違反をした場合		戒告、停職	

※飲酒運転とは、酒酔い運転および酒気帯び運転をいう。

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。